

東京都公報

発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………一
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 救急医療機関の申出事項の変更……………三
……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………三
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 東京都指定文化財の指定等……………七
- 警察署協議会委員の委嘱……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………八
……………(同)……………八
- 争議行為の予告……………八
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………八

告示

○公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等……………八
……………(下水道局)……………八

●東京都告示第四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画緑地事業第十八号次大
夫掘緑地

三 事業施行期間

平成二十七年三月十六日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

世田谷区喜多見五丁目地内

収用の部分

なし

●東京都告示第四百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号、字十八号及び大字平尾字十号の各一部
事務所の所在地
稲城市坂浜千九百九十六番地二

五 設立認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成二十七年三月十六日

●東京都告示第四百七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

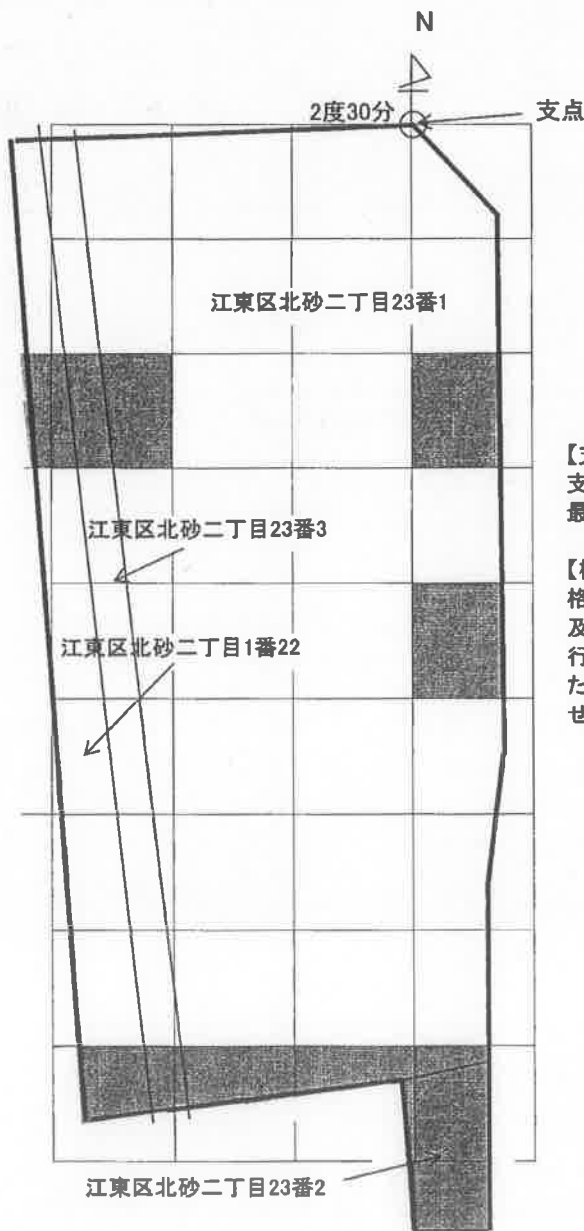
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【支點】
支點は、江東区北砂二丁目23番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 2度30分
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、形成された格子を支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域